



若桜町監発第35号
令和5年1月27日

若桜町長 上川 元張 様
若桜町議会議長 山根 政彦 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭



同 梶原 明



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和5年1月25日(水)
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲
 - (1) 令和3年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(回答)(令和4年10月20日付若桜町総発656号)に係る現状等について
 - ① 監査の範囲: 令和3年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(回答)(1)~(11)のうち(6)を除く事項。
 - ② 監査の方法: 令和3年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(回答)に係る現状、改善状況について、職員から口述等を求め、確認した。
 - (2) 各課等の事務事業について
 - ① 主な事業の進捗状況等について
特に必要と思われる事業について、各課長等から口述等による説明を求め実施した。
 - ② 工事・委託事業・備品購入執行状況等の進捗状況について各課長等から資料の提出及び説明を求め実施した。
 - ③ その他、所管に関することについて
基本的には各課長等から説明を求め実施した。

- 4 監査の着眼点 (1) 令和3年度若桜町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見について(回答)(令和4年10月20日付若桜町総発656号)に係る現状等について、事務事業の進捗管理がされているか。
- (2) 3(2)①について、法令を遵守して事務事業が執行されているか。また、②について、工事等は遅滞なく計画的に進められているか。
- 5 監査の結果 3(1)(2)についての指摘事項等は特になし。

以上